

共済給付金請求書とあわせて添付書類を提出してね。  
このページの請求の場合は、  
共済給付金請求書の下部「保険金受取人」の欄の  
記入と捺印も必要だよ。



## ● 見 舞 金

給付項目	給付事由		金額	添付書類		
傷病休業見舞金 (注1)	会員が労働災害・交通事故・病気等による傷病を原因として一定期間以上連続して休業したとき ※医師により傷病名を診断された場合が該当します ※職場復帰後に請求ください	休業14～29日	5,000円	● 医師の診断書 ● 健康保険等の傷病手当金請求書等 ● 傷病による休業期間が確認できる書類(写しも可)		
		休業30～59日	10,000円			
		休業60～89日	15,000円			
		休業90～119日	20,000円			
		休業120日以上	25,000円			
重度障害見舞金 (注2)	〈1〉会員の交通事故による重度障害		200,000円	各1通(〈3〉は①のみ) ①医師の後遺障害診断書(所定様式) ②交通事故又は不慮の事故である証明書(写しも可) ③障害事故発生通知書 〈1〉〈2〉の場合(所定様式)		
	〈2〉会員の不慮の事故による重度障害		100,000円			
	〈3〉会員の事故以外による重度障害		100,000円			
障害見舞金 (注3)	会員の交通事故による障害	第3級～第14級	180,000円～8,000円	各1通 ①医師の後遺障害診断書(所定様式) ②交通事故又は不慮の事故である証明書(写しも可) ③障害事故発生通知書(所定様式)		
	会員の不慮の事故等による障害	第3級～第14級	90,000円～4,000円			
住宅災害見舞金 (注4)	会員の居住する家屋が火災等(火災・落雷・破裂・爆発)や自然災害(暴風雨・突風・洪水・豪雨・降ひょう・地震等)により被害を受けたとき ※第3者加害行為については除く	火災等	被害の状況		金額	● 関係官署の罹災証明書(写しも可) ● その他の指定した書類
			損害の程度	50%以上	100,000円	
				30%以上 50%未満	70,000円	
				20%以上 30%未満	50,000円	
		自然災害	損害の程度	20%未満	20,000円	
				住宅の損害 70%以上	30,000円	
				住宅の損害 20%以上 70%未満	15,000円	
同居親族の死亡	住宅の損害 20%未満	3,000円				
		10,000円				

(注1)・同一傷病(結核性疾患・脚気・喘息・慢性胃腸炎等のような長期疾患のことをいう)は120日以上の支給を限度とし、同一傷病でない場合は、新たに120日以上の支給を限度とします。

(注2)・重度障害とは、労働者災害補償保険法施行規則の別表第1の第1級第2級第3級の②・③・④いずれかの身体障害の状態になったときをいいます。

(注3)・障害の等級は、労働者災害補償保険法施行規則の別表第1に規定する等級をいう。

※ 給付認定は、(財)全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会)の規程に基づきます。